

大磯町行政改革推進委員会について

令和 2 年 3 月

政策課

大磯町行政改革推進委員会の役割等について

1 委員会の目的

行政運営の合理化を推進するための諸施策について、調査審議または意見を建議していただきます。

2 委員任期

委嘱の日から2年間
(令和2年3月27日～令和4年3月26日)

3 委員会の所掌事項

(1) 行政改革大綱の策定

本町の行政改革の指針となる行政経営プラン(行政改革大綱)の策定に関する
こと

○現行の行政経営プランは平成28年～令和2年度までです。来年度は新たな
計画策定に向けて委員会でも調整を行います。

(2) 実施状況の進行管理

行政経営プラン(行政改革大綱)に基づく実施計画の進行管理に関する
こと

○年度ごとに実施計画の進行状況について取りまとめるとともに、今後の取
組みについて見直しを図りますので、その実効性や成果を高めるため、取組み
の方向性や重視すべき点等について御意見や御提案をいただきます。

(3) 行政運営の改善

上記のほか、定員適正化計画等の本町の行財政運営改善に関する
こと

○必要に応じて委員会に意見聴取を行います。組織運営に関する
こと、町民にとって負担増や利便性の低下等が生じる可能性のある事項が
想定されます。
(例：定員適正化に関する事項、公共施設の再編に関する事項、
使用料・手数料等の見直しに関する事項、事務事業の見直しに関する
事項)

大磯町行政経営プランの概要

1 計画の趣旨

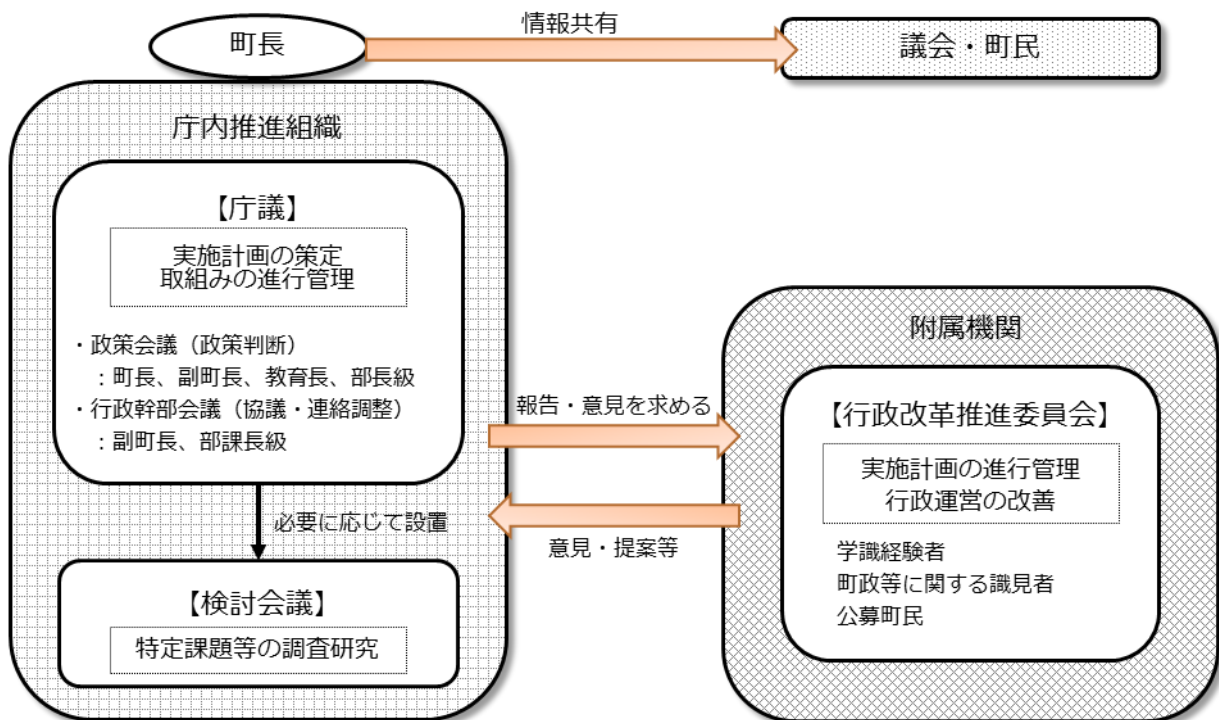
- 第四次総合計画後期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）に位置付ける施策の実効性を確保するための財源確保に特化
- 行政の合理化を目指す「行政改革大綱」と、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合し、それぞれの性質を併せ持ち、歳入歳出両面から行財政改革を推進

第四次総合計画後期基本計画の計画期間で見込まれる
財源不足（28 億 7,200 万円）の解消をめざす

2 計画期間

平成 28 年度から令和 2 年度まで（5 年間）

3 計画の推進体制



4 財源確保の取組み

- 全体の方針 「将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営の構築」
- 歳入確保の取組み
 - ①町税等の収入の確保
 - ②受益者負担の適正化
 - ③公有財産の処分と活用
 - ④その他の自主的な財源の確保
- 歳出削減の取組み
 - ①事務事業の見直し
 - ②公共施設の再編
 - ③予算規模の抑制・縮小
 - ④定員・給与・組織の適正化

5 実施計画と進行管理

- 行政経営プランに基づく取組みを推進するため、年次別の行動計画及び効果額の目標値を示す実施計画を策定しています。
- 行政改革推進委員会の意見を聴取しながら、各取組みの進行状況の管理及び実施計画の見直しを実施します。

大磯町行政改革推進委員会規則

平成 24 年 10 月 10 日
大磯町規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された大磯町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）について、条例第 3 条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) 行政運営の改善に関すること。
- (4) 前 3 号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町政等に関する識見者
- (3) 公募町民
- (4) 前 3 号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年11月30日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。